

Title	市場と都市発生 ( 中世独逸市制起源に関する一考察 )
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.11 (1927. 11) ,p.1463(33)- 1505(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19271101-0033
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19271101-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19271101-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(14) 『三州船舶通覽』八五—六頁。

競争窮すれば、一方では競争當事者自身の間から競争に對する自制が生まれ、他方では官憲の側から等しく之に對する抑制が行はれる。何れにしても、競争は海運界に於てすらも結局は自制され抑制されるの傾向を有するものであると云はなければならぬ。勿論、競争の自制が例へば海運同盟の組織によつて行はれる場合に於て、外部から此の同盟に對して競争を挑む者も現はれ、同盟を脱退して同盟に競争を挑む者も現はれ得ることは事實であるが、而もそれは概ね同盟への割込を目的とするか、然らずんば結局同盟への復歸に終るを常とするのであつて、海運に於ける競争制限の傾向そのものは毫も之によつて破壊されることはないのである。

## 市場と都市發生

(中世獨逸市制起原に關する一考察)

奥井復太郎

序

第十九世紀に於ける獨逸都市法制史論争は Karl Friedrich Eichhorn (1781-1854) の獨逸法制史研究に始まる。

『第十八世紀の偉大なる法制史的蒐集者 Schultes, Schöpllin, Goldast, Senckenberg, Ludewig, Halkaus, J. J. Moser の如き人々は憲法史的研究の可能性をつくり、Pütter は獨逸憲法史の基礎を置いた、Justus Moser は國內の事情に通曉し専門的知識の豊富な史家の實際的な見解を以つて其の著オスナブリュック史に過去の法制史憲法史的内的發展の最初の生きた姿を表現させた。Spittler, Schlözer, Hugo 等グエッティンゲン歴史派の人才の下に又其の影響の下に』あらゆる法制的關係の理解は歴史による可

きである」との思想がアイヒホルンに生れた。かくして彼は獨逸法制史並びに都市法制史に關する學問の建設者となつたのである。アイヒホルンが獨逸都市法制史的研究の端緒を開いたのはザビニー、ゲラシェン等と協力して創めた *Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft* (一八一五年)の第一第二の兩卷に於いてであるが其の後獨逸に於ける一般法制史並びに都市法制史研究文献の豊富なるは何人も既に宜く知る所である。今筆者の茲に企圖する所は是等文献の研究價値の秤量ではない。アイヒホルンの羅馬市制殘續説<sup>(6)</sup>に始まつて幾多の新説を生んだ獨逸都市法制發生論争中比較的に必要な地位を占める市場法制説 (*Marktrechtstheorie*)の主張を考察し其の性質を明らかにし得べくんば惹いて都市發生と市場との關係に論及せんとするものである。

(1) Schmoller: *Deutsches Städtewesen in älteren Zeit*. S. 2.

(2) Eichhorn: *Ueber den Ursprung der städtischen Verfassung in Deutschland*. Bd. I. Heft II. Bd. II. Heft II. Berlin 1815, 18. 6. Schmoller: S. 2.

(3) Eichhorn は所謂羅馬都市に就いては羅馬法制の殘留を説くが羅馬都市以外の都市については *Hofrechtstheorie* を考へ、後に記する W. Nitzsch と其點に於いて Eichhorn に歸す

るのこもる (Schmoller: S. 3, 122.)

獨逸都市法制の淵源に關しては前記羅馬法制殘續説以外に重要な研究として Karl Wilhelm Nitzsch によつて代表される *Hofrechtstheorie* がある。このホーフレヒツテオリの主張する所は初期中世の都市にあつては隸屬的關係が農村に於ける地主的隸屬關係と同種又は類似のものであると云ふ事實より出發する、獨逸全國民はカロリングア王朝以後地主的支配關係を以て隸屬的狀態に陥つてゐる、單に農村のみならず都市に於ける市民も亦其の領主即ち都市領主に對しては隸屬的關係に立ち、是等地主的支配者の莊園法律によつて規律されてゐた。唯都市に於いては其後の發展的傾向が農村のそれと全然趣を異にして、即ち商工業を中心とした經濟的勢力の下に都市々民の解放獨立が企圖されたのである。従つて從來農村と均しく一つの莊園的團體でありホーフレヒツトの支配をうけてゐた都市はこの法制をシュタットレヒト(市制)に轉開させて自由な市民團體となり農村の依然として地主的支配の隸屬的關係に對して斷然たる區別を示すに到つた。此の學説

の當否は暫くおき、ホーフレヒツテオリーは有力なる反駁者を Landgemeindefheorie (農村團體説)の一人 Geors von Below に見出した。唯「都市は地主的支配の土地の上に發生した」と云ふ言葉は單なる事實的關係以外に初期の都市又は都市的なるものが其の所在する土地領有者の法律的支配をうけた事、並びに新現象としての都市的存在は新規な特別法制的規定を見る迄では在來の慣習法的又は村落的法制又は領域的法律の適用を受けてゐたと云ふ事は想像するに難くない。唯是等の論争は常に個別的現象の普遍化又は研究目標の不統一研究材料の不整頓等に思はざるゝ所が多い。中世紀の諸現象に一般的統一の缺けてゐる事は既に研究家の注目する所である。この事情は所謂折衷論綜合論者の存在にとつて極めて便利である。この折衷綜合派の代表者として Gustav Schmoller をあげる事が出来ると思ふ。折衷論は常に斷然たる主張の鋭鋒を持たぬ弱味を有するが然し折衷論者の價値をこゝで云々するのではない。研究目標の不統一研究材料整理の不完全は更に一般研究者をして苦しませるものがある。漠然と都市法制的起原發達と云つて、吾々は都市法制 (Stadtverfassung) が何かと云ふ事について示さるゝ所少ない

Stadtrecht (市制) と稱して、吾々は市制の本質的内容について確乎たる把握を試みない。Stadtverfassung にしろ Stadtrecht にしろ都市法制の(法制史的)淵源を求めんとするならば法制上の都市觀念を先づ嚴密に定めなければならぬ。之によつて更に其の本質的内容の特性を發見し、然る後其の起原に探及する事が許される。又屢々都市研究には法制的研究と經濟史的研究とが混亂してゐる、法制的に都市でないもの(換言すればシュタットレヒトを持つてゐないもの、殊に未だ市制を賦與せられざるもの)を、其の研究中に都市と呼ぶ事に於いて躊躇しない、故に法制的存在の發生と實體的(又は經濟的)存在の發生とが常に混同される、此の意味にしては Rudolf Kötzsche が所謂ゲルマン時代初期の羅馬都市の状態を「都市的地域」(die ältesten städteartigen Ortschaften)と呼んだのは賢明である。

ランドゲマインデテオリ (Landgemeindefheorie) の代表者は古くは Georg Ludwig von Maurer であり新しくは前記の G. von Below である。

G. L. von Maurer : Geschichte der Stadtverfassung in Deutschland. 4 Bde 1869-

Einleitung zur Geschichte der Mark-, Hof-, Dorf- und Stadtverfassung und der

öffentlichen Gewalt. (1851-1853) II. Auflage mit der Einleitung von Heinrich Cunow 1896-

George von Below: Zur Entstehung der deutschen Stadtverfassung, in Historische Zeitschrift,

Neue Folge 22. Band und 23. Bd. 1887-1888.

" : Die Entstehung der deutschen Stadtgemeinde. 1889.

" Der Ursprung der deutschen Stadtverfassung 1892.

更に是等の學者並びに其の著書の外に同じ傾向を語るものに

Keutgen: Untersuchungen über den Ursprung der deutschen Stadtverfassung. 1895.

Varges: Zur Entstehung der deutschen Stadtverfassung. in Jahrbücher für Nationalökonomie und

Statistik. 3. Folge, Bde VI, VIII, IX.

等がある。

今暫く農村團體論者の説く所を聽かう。元來農村説の創始者とも見る可きマウレルは其の本質に於いてはマルクゲノッセンシャフト論者である、彼に従へば嘗て獨逸の國土は悉くマルクを中心とするゲノッセンシャフト——マルクゲマインデ (Markgemeinde) によつて組織されてゐた。このマルクゲマインデたるもの

は單に農村のみならず都市團體も初めはマルク團體であつた。唯後來の發展傾向が違つた爲めに農村法制に對して都市では特別な市制が發展して來たのである。即ち市政組織は農村組織殊に村落マルク組織から發展したもので、市委員會 (シユタットラート) はバウエルマイスター (Bauermeister) の直接の後繼者であり、舊市民團體 (バトリツィア又はケェルン市の Richezeche の如き市制組織初期の市民權所有者) は村落の完全耕地權所有者 (Vollhufenbesitzer) の後身であり、後世都市制 (又は單なる) 市場取締權は農業村落支配權の結果であり、村落並びに都市官廳は公權的官廳に非ずして組合的性質のものである事、最後に都市は城壁を圍らした農村から發生した事等を主張するのである。この殊にマルクゲノッセンシャフトと都市との連絡は後人の研究によつて否定せられたが彼の企圖、即ち都市發生の前身を村落に求め兩者の間の法制的類似を求むる事はゲオルク・フォン・ベロオを後繼者に見出す事によつて世人の忘却より救はれた。ベロオが創り出した所のはマウレルのマルクゲノッセンシャフト論から新しい形式の農村團體論を生み出したのである。

元來農村團體論は都市發生の前身を農村に求めたる常識的な發展現象的觀察に特色があり又其處に強味を有するのである、蓋し都市發生以前の狀態としては農耕村落的存在をのみ考へる事が許されてゐるからである、都市は事實上農村よりも後期の發達であり、何物か、既在の組織——農耕村落組織——に働いて此の新種組織を生み出したのである、この故を以つて都市法制組織も亦村落法制組織との關係に於いて觀察せんとするは研究の正路と稱すべしと爲す者がある、然し此の説は前述した法制史的觀念と經濟史的觀念の混同を意味する。蓋し經濟史的には都市組織は農村組織以後の産物であり、經濟的文化の進展と共に發生した一制度に外ならない、が法制史的には、農村と都市の關係がかくあるが故に、唯其れ丈の理由を以つて市制史の淵源を農村制に關係せしめ又はこの兩者を關係せしむるを以つて研究上の正道なりと解釋するは尙早である。獨逸市制の起原を裁判制度莊園制度又はギルド組織に求むる方法は又直ちに研究上の邪路と貶さる可きでない。唯上述のリーチェルも認めたるが如く(註一〇)農村團體論者殊にフォン・ペロオの論旨の勝れたる所以は都市を以つて先づ一個の Gemeinde なりと

觀察した點にある<sup>(10)</sup>

『都市は觀念的にも亦歴史的にも先づ第一にゲマインデであり然る後裁判管區として現はれる、豫めシュタットゲマインデなるものが形成されてゐないのに都市裁判制が存在すると云ふ事は不可能である、都市裁判制度は都市團體の特殊の必要を斟酌した裁判制度である、それ丈け都市裁判制度は稍々次序的のものである。都市のあらゆる他の特質、裁判制度軍事組織財政制度等の方面に於ける都市の特權は地域的公共團體としての都市が自ら獲得したものに過ぎない。故に都市團體發生に對する問題も都市法制發生に對する問題中最も重要なものである』(Below, Entstehung der Stadtgemeinde)

彼に従へば獨逸の昔には唯農村團體丈けが存在した。都市團體の最も早い痕跡も獨逸民族の祖先に關する最初の記録に遅るゝ事一千年以上である。このゲマインデとしての共通點に注目して農村並びに都市の類似其の發展的特殊現象を求めるところにペロオの特色がある、換言すればゲマインデなる存在が彼の研究目標をなす。今茲にゲマインデフェルファッスングの理論に入る必要はない、獨逸が

往古より農村團體ラントゲマインデに分かたれてゐたか否か、往昔のラントゲマインデの組織を今日の村制の如くゲマインデゲマインデフェルファスングと同じものとして論じ得るや否やの點は之れを論じない、唯農村團體論者の主張は都市の地域的公共團體性を強調するにあるを指摘するに止める。

更にペロオの主張する所は、中世の農村團體に一定の行政的職能の存在した事を説く、中世國家は其の職能を司法軍事外交財政の四方面に限つた、従つて内地行政の方面は地方公共團體の關係する問題であつた、この點は地方公共團體が自己の權能に於いて處理す可き性質のものである。この内政的關係が都市に於いて都市々制組織の本質を形成する所のもので、都市々制組織の特性である。しかしこの内政的職能は既に農村團體の内部に於いて發達してゐた、故に農村團體より後期の所産なる都市團體はこの點に關するゲマインデゲマインデフェルファスングを農村より承繼したものと云はねばならぬ。此の主張に對してペロオが援用する所の記録的事實は度量衡制度であり、農村に於ける其の行政官(Baurenmeister)は亦後代の都市役員の中にも見出しうる云ふのである。<sup>(1)</sup>

この説に對するパウエル・ザンデルの批評は鋭い、(P. Sander: Geschichte des deutschen Städtewesens. ザンデルはランドゲマインデの存在を初期中世には求めない、中世國家が内政的職能を遂行しなかつたと云ふ主張をシュモリアの度量衡制度論に左袒して否定する、地域的公共團體の性質を社會學的に解剖して農村團體(殊に中世紀的農民團體)と都市團體の團體的性質上の相違を説く、一言にすればペロオの學説は都市法制淵源に關する研究を尙は一層昏迷に陥らしむるものであると。此の種の批評は今暫く避ける、しかも農村團體説はなほ有力なる反對論を他方面に見出したのである、其は彼が否定せんを力めた Inmunitätstheorie や Gildtheorie の方面でなくて所謂 Markttheorie 又は Marktrechtstheorie の主張者からである。以下市場法論者の批評並びに主張を聽かう。<sup>(2)</sup>

(1) Nitzsch: Ministerialität und Bürgertum in 11. und 12. Jahrhundert, Leipzig 1859.

Deutsche Studien, 1879, zusammengefasst. (Die oberrheinische Tiefebene und das Deutsche Reich im Mittelalter. Preussische Jahrbücher Bd. 30.)

Schnoller: Deutsches Städtewesen in älteren Zeit. S. 12-16. S. 122 ff. Die Städte unter bischöflicher und fürstlicher Herrschaft und die Anbahnung einer freier Städteverfassung von 1150 bis 1300.

Paul Sander: Geschichte des deutschen Städtewesens. S. 133-136

- (e) G. von Below: Zur Entstehung der deutschen Stadtverfassung. I. Teil in Historische Zeitschrift. 58. Bd. II. Heft (1887)

- (ce) Schmoller: Deutsches Städtewesen in älteren Zeit. SS, 122 ff. (Die Städte unter bischöflicher und fisischer Herrschaft und die Anbahnung einer freier Städteverfassung von 1150 bis 1300. beson. ss 125-126.

- (4) Georg von Below: Das ältere deutsche Städtewesen und Bürgertum S. 75

Schmoller: Das deutsche Städtewesen, S. 22.

Rietschel: Markt und Stadt in ihrem rechtlichen Verhältnis. 1897 S. 190.

- (c) Rudolf Kötzschke: Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte bis zum 17. Jahrhundert, S. 108.

- (9) P. Sander: Geschichte des deutschen Städtewesens, S. 136, 137

- (f) Schmoller: Deutsches Städtewesen. S. 6.

- (8) Schmoller: Deutsches Städtewesen. S. 53.

- (a) Rietschel: Markt u. d. Stadt in ihrem rechtlichen Verhältnis. Ein Beitrag zur Geschichte der deutschen Stadtverfassung. 1897. S. 1.

- (21) Rietschel: Markt und Stadt S. 2-3.

v. Below: Entstehung der Stadtgemeinde S. 3.

Schmoller: Deutsches Städtewesen S. 23 ff.

P. Sanders: Geschichte des deutschen Städtewesens. S. 137

- (11) Schmoller: Deutsches Städtewesen S. 52.

- (12) Rietschel: Markt und Stadt. S. 4.

## II

農村より都市の發生するとの説に對しては往古の農村的特質又は組織を破壊する新作用が其處に求められねばならぬ。之れを假に有機的關係と名づける、この關係は流通經濟組織下の市場制度である。農村團體説は此の點に特に注目する事がない、之に對して市場法説は既に二個の提議を示してゐる、即ち都市發達の出發點としては常に一個の特定の地域團體—元來は市場團體—が決定されてゐる、數個の農村が合一して一つの都市を形成したと云ふ例は之れを從來如何なる都市にも見聞しない、更に第二の點はかゝる新作用の現象たる市場を舊來の村落の中に設置したものは少く、ライン左岸の獨逸都市はいづれも一個の特別の市場聚落團體で市場を其の中央に設置した農村聚落ではない、所謂羅馬都市、並びに自然に發生した市場を除けば、後者は其の全體に對する意義が極めて貧弱である、獨逸ライン右岸の都市は市場開設と云ふ技巧によつて發生したものであり、市

場開設者は自己權力の中央に市場を開設し其の結果「獨逸には全く一個の自由を持つた地方團體の居住する村落又は其の耕作地關係では個々の割當耕地面丈けが數人の地主的支配者に許されてゐる村落が數百數千存在するかも知れないが市場都市發展の出發點は是等傳來的自由アルトライハイの村落ではなかつた」この點を看過したのがマッレル、ムロオ、コイトゲン、ヴァルゲス等農村團體說主張者の一大弱味である。

Marktrechtstheorie は元來ゾームによつて代表される

Rudolf Sohm : Die Entstehung des deutschen Städtewesens. Leipzig 1890

彼の外に

Eberhard Gothein : Wirtschaftsgeschichte des Schwarzwaldes und der angrenzenden Landschaften.

I. Bd, Städte- und Gewerbegeschichte. 1892 Stuttgart

Aloys Schulte : Über Reichener Städtgrünungen im 10. und 11. Jahrhundert. Zeitschrift für

Geschichte des Oberrheins, Neue Folge, V. 2, 1890

殊に市場法説に重要な活氣を與へたのは最後のもの即ちシュルテによつて公に

された未公刊のラドルフツェル市建設特許狀(一一〇〇年)並びにアレンスバッツ市の一〇七五年特許狀の註譯であつた。之は市場マルクトプラッツの設定商人の定住を取扱つたもので、彼等は全然耕地を持たぬ、唯牧場山林に用益權を認められてゐる、新設せられた市場は特別裁判區域として領域ラントゲビート裁判法に服さない、等の事が規定されてゐる。之れ即ちニッツ、マウレル等の主張の適合せざる反證で、反對に市場團體市場裁判法を有する市場が都市を創る、都市を生むものは市場生活並びに商人であるとする市場法説に對する實證である。然し截然たる市場法論者はルドルフゾームである、彼の主張が明瞭なる所以は其の主張に於ける態度が「常に、又法制史に於いても目的に達するものは多頭政治に非ずして單獨政治である」と云ふに基く。この研究態度は又其の結論に於いて都市發生並びに發展をゲルマン民族の王政に負ふとの結語に對句を見出してゐた。ゾームの主張は市場開設を王權に歸着せしめたるに特色と缺陷が存する、彼に従へば都市法制は市場法賦與の現象に起因する、之れによつてマルクトレヒトの下に立つ土地は國王のブルクと均しきものと認められ此の資格に對して國王のブルクフリーデを賦與される、此の事實から

漸次進んで都市法制の發展が説明される、又都市法制の起原はかくして國王の權力に基くが故に國王の權力に倚據する事なく唯單に社團法(Korporationsrecht)を具有するに過ぎない農村法制に對して都市は公法的地位を確保するのである。此の最後の點は彼の觀察中最も深遠なるものとされてゐた。又ゾームに對する非難としては、彼が研究態度の單獨政治を保持して現象の多種多岐の傾向を認めなかつたが故に當然ラドルフツェルの市場開設以前に存在するライン、ドナウ沿岸の羅馬都市に對する彼の理論的缺陷は脆くも表はされる、又市場法特許が其儘で都市法制組織と變化する事はない、市場開設市場團體の公認は都市法制への路を開いたかも知れないが直に變化したものと考へられぬ、更にマルクトレヒトとシュタットレヒト、マルクトフリーデとシュタットフリーデ、又マルクトゲリヒトとシュタットゲリヒトとは本質上別種のものである、等の論難をあげる事が出来る。殊に又王權に遡及した點は市場開設について研究的の一般的承認を得てゐる、地主的支配者の市場の概念と反する所がある。一般的研究は開市權徵租權が王權であるか否かに拘らず、實際上又は理論上市場は常に其の所在する土地所

有者の支配關係内の一制度であると認められてゐる。故に又都市の所謂公法的性質は其の原因を他の方面に求めねばならない、パウエルザンデルの主張する所によれば都市法制の合法的性質は都市が經濟的性質に於いて一つの特別な流通市場地域を形成しての特質が公法的なるに基くによること、彼に従へば公法的なるものは必ずしも國王の王權的發動をまたぬ、中世の法制にありては國王以外の實際權力の所有者は國王の認許の有無に拘らず公法的權力を持つてゐたのである、この地方的公法的權力が流通交易の現象によつて喚起せられて新しく形成した制度が即ち都市法制なのである。

ゾームの研究態度は勿論多くの反證論難を生むが當然である、こゝに Siegfried Rietschelの市場法說的主張を其の對照として挙げる事が出来る、リーチュェルはゾームの單獨政治に對して多頭政治を是認する、獨逸現在の都市を三種類に分けて其の各に違つた發生傾向——正しく云へば發生手續——の存在してゐるを認める。即ち第一種のもものは所謂羅馬都市であり第二種の都市は市場定住團體の都市であり第三種の都市は農耕村落に都市權の賦與せられたるものである。

Siegfried Rietschel の著作は多くない、其の論文 Die Civitas auf deutschem Boden bis zum Ausgange der Karolingerzeit. Ein Beitrag zur Geschichte der deutschen Stadt(Leipzig. Doktordissertation 1894) は既に多大の名聲を博した。Markt und Stadt in ihrem rechtlichen Verhältnis. Ein Beitrag zur Geschichte der deutschen Stadtverfassung, (Leipzig 1897) は市場法論者としての彼の地位を確保してゐる。第三著 Das Burggrafnamt und die hohe Gerichtsbarkeit in den deutschen Bischofsstädten während des früheren Mittelalters.(Leipzig 1905) は共に獨逸中世都市研究文献である。⑥今茲に彼の第二著に於いて到達した結論を挙げ様。⑦

(一) 獨逸に於いて最古の都市はライン、ドナウ沿岸に在る羅馬都市即ち以前の Civitates や Castella や又は極めて少數な城廓のある獨逸内地の都市(例へばツェルツブルク)等では是等の地に於いては商工業が既に早くより營まれてゐた、是等の都市では一般に裁判制度上の免除があつて經濟的法制的特殊事情から領域法制と多くの點に於いて異つた法規が生じてゐた。城壁のある土地、ブルクとして特殊の平和的保證を持つ、が村落制度から全然本質的に違つた性質の都市團體法制なるものは後世になつて、他の獨逸都市の影響を受けてはじめて是等の羅馬都市

にも現はれた現象である。

(二) 獨逸都市の第二種は市場聚落<sup>マルクトアンシドルンク</sup>で、其の本體は市場地に變化した農村落でなつて、市場に隨從して發生した商工業者の定住團體であり一般に一個の地域團體<sup>グライツ</sup>と又多くは特殊の法律的裁判的宗教的管區を形成するものであり、又城壁の有無を以つて都市と單なる市場とに差別せらるゝ性質のものである。此の市場聚落團體の裁判制度は都市裁判法<sup>シユタツトグレイヒト</sup>に變化した市場裁判法<sup>マルクトグレイヒト</sup>ではなく最初より其構成又は權能に於いては領域裁判法に相當するものである。市場定住團體の法律は市場交易の法律ではない、この定住團體の特殊な經濟的關係の勢力の下に變形した領域<sup>レンヒト</sup>法制であつて、多くの點に於いて所謂羅馬都市の法制に類似してゐるが就中商人の慣習法の規定を多分に其の中に含んでゐるものである。市場聚落團體は村落よりもより高い平和保證を得てゐるが之れは市場團體としての資格に於いては、大部分の市場聚落團體殊に市場都市を支配する平和なるものは市場の平和<sup>マルクト</sup>の地域化したものではない、其はブルクフリーデであるか又はブルクフリーデに倣つた「平和保證」に外ならない。市場聚落團體は村落と等しく地域團體<sup>オルトグライツ</sup>ではあ

るが其の建設の方法が初めより作用して農村團體が王政的組織なるに對して、都市組織の市委員會に其の特色を示す別種の法制組織である、この都市委員會組織（ライツフェルラフツング）は後に又羅馬都市にも傳承された。

(三) 第三種の獨逸都市は村落であつて、其の關係は既に成立した都市法制又は市場法制が一つの村落に傳承される事によつて發生するもので決して一農村の内部に市場法的關係が發生して來るのではない、此種の都市發生法は獨逸都市發達史中比較的重要なものでない。<sup>(40)</sup>

リーチュールの市場法説は如上三個の結論に到達してゐる、獨逸都市發生をこの三傾向に分類した所又彼の業績の一である、彼の主張の重心は市場都市發生論にあり、シュモラアの批評するが如く其點聊か主張の過偏の厭なきにしもあらねど<sup>(41)</sup>獨逸都市の或種のもものが明かに市場定住關係より既存村落の側に發生した事、最初の都市又は市場團體は純商工業的傾向のものであつた事、又市場發達の結果附近農村團體の編入或ひは市場の豫期の如く發展せざりし爲め農村と合併せられ所謂農耕都市の形成等によつて農業的色彩を帶ぶるに到つた事等の主張は都市

法制史研究上の一收獲である<sup>(42)</sup>

此の最後の點、中世都市は屢々濃厚な農業的色彩を有してゐたこの一般の見解に就いてリーチュールは市場團體の純商工業的性質を力説する、羅馬都市内部には純商工業的住民 *mercatores* 以外に多くの他階級職業の者即ち農民、領主、有司、家士等の混在が認められるに對して<sup>(43)</sup>ライン右岸獨逸の市場團體の聚落者は悉くメルカトレスである、此の事實は彼の市場法説的主張に於いて表面上丈けでも可なり重要なものでなければならぬ、彼は其の主張の爲めに常に孤立的な商工業的市場團體の姿を吾人の眼前に提供するに勉める、其の結果シュモラアの如きはリーチュールの研究性質を無視<sup>(44)</sup>して、かゝる孤立的商工業團體の存在は事實不可能であり考へる事が出来ぬとなした<sup>(45)</sup>彼は市場團體が發生した附近に既に存在してゐた教會又は國王の館或ひは一個乃至數個の村落と合一體として考ふるに非ざれば商工業的孤立團體の存在は肯定しう得きものでない主張する。この本質的には經濟史的批評は實際上リーチュールの研究市場法説に何等關係がないのである、彼は常に市場は村落の側に發生嚴密に云へば設立せらる可きを説き、<sup>(46)</sup>唯か

く設立された市場團體は法律上の立場に於いて既存の聚落と同じでない事を主張するのである。經濟的有機的合一體は法制的有機的合一性を保證しない。市場團體は其の聚落者の純商工業的性質から發した最初からの特別な法制的團體として存在するのである。ここにリーチェルの法制史的研究と經濟史的研究の分界が明白に示されてゐる。以下リーチェルに従つて獨逸都市の市場法的發生にかゝる諸點を考察しやう。

- (1) Rietschel: Markt und Stadt. S. 170.
- (2) " : " S. 130.
- (3) Rietschel: Ibid. S. 42.
- (4) R. Sohn: Entstehung des deutschen Städtewesens. Schmoller: Deutsches Städtewesen. S. 22.
- (5) Paul Sander: Geschichte des deutschen Städtewesens. S. 141.
- (6) P. Sander: Ibid.
- (7) P. Sander: Ibid. S. 141.
- (8) Über die Stasse von dieser drei Werken, S. Schmoller: Deutsches Städtewesen: Die deutschen Städtehistoriker des 19. Jahrhunderts; Siegfried Rietschel.

- (9) Rietschel: Markt und Stadt (Schlussbemerkungen)
- (10) Rietschel: Markt und Stadt: S. 134, 144 # 参照
- (11) Schmoller: Deutsches Städtewesen. Siegfried Rietschel.
- (12) Rietschel: Markt und Stadt. S. 143
- (13) " : " S. 35.
- (14) Schmoller: Deutsches Städtewesen. S. 33 ff, 55.
- (15) Rietschel: Ibid. 125.

三

リーチェルに従へば獨逸ライン右岸の市場の多く又且つ有力なるものは人為的建設に基くものである<sup>(1)</sup>。故に吾々は先づ開市權に就いて考へなければならぬ。市場開設權ならびに市場關稅權は古き起原の如何に拘らず王權に屬するものでありながら開市徵稅の實權は其の關係する土地の領域的所有者に屬してゐたものである。故に開市に關する國王の特許はありながらかゝる建設市場は常に地主的支配者の市場であつて市場團體の市場ではない<sup>(2)</sup>。

『是等國王の許可は一個のゲマインデ又は一個の商人組合カレワマンズグツツセンシャフトに與へられたもので

なくて常に俗界又は宗教界の個人的權力に與へられたものである、故に凡べての市場は其の定まつた市場主を持つゝ而して是等市場開設商人團體の定住に對して實際權力に基く法律的保護の必要は農村聚落の形成には未知のものである、是等商工業的團體の團體的協力を以つても其の目的を達する事を得ない、故に市場交易並びに市場商工業者の定住には權力者の保護が必要であつた、斯くてライン右岸の獨逸中世商業都市は例外なく國王貴族の宮廷、館又は城塞、ビショップの教會又僧院所在の地に纏從してゐる、市場交易と市場定住團體とは是等の地に於いて充分なる保護を得る政治的經濟的權力を見出した<sup>(4)</sup>

斯くの如き性質よりして新市場は常に其地に舊來の聚落團體のある所に設置される、このより、古き聚落こそ新しく市場の開設より生じた都市に其の名稱を授けるものである、例へばエドワルド・シュレーエーデルによればレーゲンスブルク、アウブスブルク、ストラスブルク等の都市としての名稱は *die stat ze Regensburc, Ougesburc, Strazburc* の形式より發したるものにして、*stat* は普通名詞にならない、等は當該ブルクの住民はブルクの附近に生じた居住團體を *die stat* と呼んでゐたので

ある、然しこの舊聚落と新聚落團體との交渉は地名上の交渉以上には發展してゐない、リーチュェルがオストフェリア其他の獨逸地方の古記録に於いて立證する所は、この名稱の同一以外には無關係で、その何れの場合にも後代の都市は是等より古き聚落より發生せずして其の傍に其れとは全然獨立に發生したのであり、商業地として全くの處女地に建設されたものである、リーチュェルは進んでこの新聚落體の獨立性を地理的に説明してゐるが此の問題は他日の機會に譲る、シュモラーは此の市場定置の位置が舊聚落の内部に非らざる原因を舊聚落の面積的關係や新聚落者の土地獲得の困難等に歸してゐる、この現象が市場開設者の都市計畫的性質のものであるか否かは別の考究に俟つ、其の爲めには市場廣場の面積所謂市場團體より發生したと思はるゝ、<sup>アルトシュタット</sup>舊市の大きさ等を地理的に研究する必要がある、J. Fritz (Deutsche Stadlanlagen, 1894) A. Püschel (Das Anwachsen der deutschen Städte in der Zeit der mittelalterlichen Kolonialbewegung, 1910)等の所謂 *Kartographische Methode* は、<sup>マヤクトフプランツ</sup>に重要な意義を持つて来る。

市場を舊村落乃至聚落の近傍に置く事を記録的に立證した事は市場法說者の

重心を爲すものである、蓋し市場法説者はこれによつて新市場聚落團體に法律的基礎を與へる事が出来ると共に新聚落の純非農業的性質を闡明し以つて村落との混交を避け商工業(即ち都市的)地域團體の法制的立場を作つた殊にリーチエールはマルクトレヒトとは市場聚落團體の法制であつて市場交易の法制ではないと主張する(10)地主的支配者の土地に發生した市場團體と云ふ自由なゲマインデに對する法制である、此の主張は市場法説者にとつて最も有力なる見解に相違ない、ゾムバルトが既に侮蔑したる如く(11)リーチエールの研究方法は史家の文献記録古文書の解釋專一たるを免れない、ゾムバルトは之れを稱して「問題の比較的容易なるにつく最も平凡な古い心理學的原則によるものとした、實に都市發生の研究に就いて困難な問題は農村的生活より如何にして都市なる新組織が生れたか」と云ふ事に對する明確な説明である、この説明は其の性質上經濟史的研究による所が多い、經濟史的にみるならばこの發展現象は極めて漸進的のものであつたに相違ない(12)其結果農村内又は農村間に交易の行はれるに到つた経過は之れを判然と指示し難きものであらう。リーチエールの云へるは市場交易發生の経過を語るの

ではない、彼は農村落中に交易的現象が行はれてゐるや否やを不問に附する、彼が「何人がこの新しき聚落、市場團體を形成するや」との間に答へた態度は、農村内に既に手工業的生活者の存在を認めてゐる様に思はれる(13)換言すれば經濟上の觀念としては農村は既に交易組織的でありブルック王城教會を中心とした地では都會的であつたものらしく考へられる、然るに主として商工業生活者の一地域の團體を認めると云ふ現象は全然之れと關係のない事である、前に一言せるが如く今日すらなほ之れと類似の事實を都市計畫的に行ふ事が出来る、唯市場法の關係する所この新しき特殊職業的地域團體に地域團體としての法制を賦與したと云ふに止まる。經濟的説明としては何等得る所のないのが特色でもあれば又之れを求めんとするのが寧ろ誤つてゐるのである、法制史的研究としての市場法説に對するゾムバルトの批評はかくして首肯し難い、唯問題は「一社會現象の研究に純經濟學的方法を取るや又法制史政治學的觀察を加へるやの可否にかゝる、ゾムバルトは「法文は生命をつくらぬ」と稱しシュモリアは法制政治組織の重要性を主張する經濟史的發展には漸次的變形が行はれ法制史的進化には突然急發的變異が行

はれるとは解し得ぬ、法制史的発展にも多くの微細な漸進的變化が起つてゐる筈である、リーチリッチも正しく此の點を看逃すものではない、故に商工業に關する法規の發展は主として古くより商工業の營まれた所謂羅馬都市内に求む可く、市場法の根源は一部是等の地にあると見ると共に又其他の一部は慣習法としての商人法に求む可き事を説いてゐる<sup>(1)</sup>是等の法制は其性質上統一された法規として認められ難い、唯是等のものが、人格法としての商人法が地域法化したる時之れが市場法となり市制となつたのである<sup>(2)</sup>即ちリーチリッチは諸種の類似的法規を古記録の下に一法制に合成せられたるマルクトレヒトとして、之れを以つて獨逸都市法制の淵源を吾々に語らんとするのである。

故に交易市場は元來經濟上の現象ながらリーチリッチの關係する方面は其の法制的一面である、彼の市場法説は經濟的現象の法制論である、市場を中心として聚落する人々の法律的地位を論ずるのである、従つて市場に關する研究に於いて彼は歲市定期市等の寺院開基祭市は市場的聚落又は都市發生の原因とならぬと考へると共に其の補助的意義は認める、彼によれば市場聚落に働く有力な市場は週

市である、商人が一定地に定住して絶えず商賣を營む爲めには短期日毎に市場の開催される必要がある、かゝる状態なれば商業交易等は市日にのみ束縛されない、平日と雖も仕事を休む必要はない、唯市日が彼等にとつての主要な販賣購入の機會なのである、故に商人の定住に對しては週市の存在が少くとも緊要な條件である、國王の開市特許については歲市又は週市を明言する事少ないが恐らく其は開市當事者(地主的支配者)の裁量に委ねらるゝものと思へる<sup>(3)</sup>唯如何にして此の週市の成立が可能なるやは彼の研究に聽く事が出來ない、僅かにかゝる週市が開設せらるゝは地主的支配者の經濟的原因に基くものであつた事を知るのみである。要するに彼はマルクトレヒトはランドレヒトの經濟的發展に影響せられた變形であるとし、其の法律は市場交易を主體とするに非ずして市場團體の聚落體を主體とするものであり、この市場聚落團體は故にランドレヒトの支配をうける農村聚落とは法律上異質の法制的地域團體であるを斷するのである。故に吾々は更に進んでこの團體と都市團體との交渉を知らねばならぬ。以下は此の最も重大なる點を考察して稿を結ぶ事にする。

(1) 此の點で人爲的市場建設について經濟史的自然的發祥説を對照する必要はな  
 く、Rietschel の「市場」は法律的觀念に於いての市場であつて彼の云ふ Marktrecht  
 は Marktansiedlung の Recht である。Sombart 一流の「商人は先づ顧客の存在を必要と特  
 權の有無を問題としなむ」と云ふ考へは規則が生命を生むと考へる古い普魯亞  
 流の原理では思ひ到らざる所である」と云ふ批評を之れに對立せしむる必要は  
 なし (Sombart: Moderne Kapitalismus Bd. I, 1. S. 139)

(2) Rietschel: Stadt und Markt, I. Kapitel, Das Marktregal. Marktregal の問題に關しては Werner  
 Spiess: Das Marktprivileg. Ein Entwicklung von Marktprivileg und Marktrecht insbesondere auf Grund der  
 Kaiserurkunden. Heidelberg. 1916.

(3) Rietschel: Ibid, S. 41

(\*) S. Rietschel: Ibid, S. 40. 此の關係を經濟史的立場から觀察するならば W. Sombart の消  
 費者都市説が成立する。Der moderne Kapitalismus I. Bd, I. Halbband, 10. Kapitel. Die Entstehung der  
 mittelalterlichen Stadt. 三田評論一九二七年十一月號拙文「獨逸都市發達概説」第二二頁  
 參照

(5) Rietschel: Markt und Stadt: §§. 3, 4, 5, S. 125 ff.

(9) Edward Schröder: 'Stadt' und 'Dorf' in der deutschen Sprache des Mittelalters. 1907.

(7) Rietschel: Markt und Stadt, S. 125.

Rietschel の此の探察は要するに建設都市に就いてのみである、其の理由は彼が古

記録涉獵に當つて見出し得たる Marktgrundung の記録が根本資料であるが爲であ  
 る、農村内に市場的交易が發達する事は漸進的傾向を取るが故に法制的關係の  
 記録として残る所は少ない之に反して一市場を設置する事は既存の經濟的な  
 漸進的變化に法制的劃然さを與へる事である、この故に開市に就いての文献  
 的記録は存在しうるのである。

(8) Schmoller: Deutsches Städtewesen S. 54 三田評論一九二七年十月號拙論「獨逸都市發達概  
 論」

(9) 市場團體の非農業的性質(又都市の)に就いては Sombart は全然反對の主張をなす  
 (Der moderne Kapitalismus, I, 1, 10. Kapitel) 彼は純然たる非農業的都市の定義(經濟學的定  
 義)を以て中世獨逸に眞實都市らしき都市(即ち純然農業と關係のない)の存在せ  
 る事實を疑つてゐる、Rietschel は森林牧場に關する都市の關與は之れを農業(正規  
 の)と認め得ぬ、唯ヘルム以東の地には都市建設でありながら農業的利害關  
 係が考察せられた事實を承認してゐる Markt und Stadt SS. 141 ff.

(10) Rietschel: Ibid, S. 177, 173, 174.

(11) Sombart: op. cit. S. 134

(12) Sombart は歐洲中世の都市は決して短期間の中に「發生」したのではない其點は西米  
 利加の都市の如く考へる事は出来ないこと云ふ(M. K. L., S. 133) 此の事は當然承認  
 しうる、何故に近代都市の發生が早く中世都市の發生は徐々であつたかの理由

は交通關係に求める事が出来る、都市發生の原因は亞米利加に於けるが如き原因を再び中世にも求め得ないものではない。

(13) Rietschel: Markt und Stadt. S. 140.

(14) Rietschel: Markt und Stadt. S. 173. S. 193-191. das Kaufmannsrecht ist nicht eine in der Luft schwebende

Neubildung, sondern eine gewohnheitsrechtliche Weiterbildung des jeweiligen Landrechtes S. 194.

(15) Rietschel: Ibid. S. 192.

(16) Rietschel: Markt und Stadt. SS. 41, 44, 45.

#### 四

リーチェルは市場聚落團體と都市團體との同一(彼の主張の所による)マルクトレヒトが直に都市法制である様にさえ思はれる、換言すれば都市法制は市場法制の可變的傳承でなくて市場法制そのものである<sup>(15)</sup>、或ひは直系的關係を立證する爲め、都市々民の區教會は必ずしも市場廣場に所在せざるにしかも *ecclesia forensis* 又は *Marktkirche* 即ち *Stadtkirche* と呼ばれ、市民は或ひは *Mercatores* と記載せられ又更に *ius civile*, *ius civitatis* は *ius fori* と同義語に公文書に使用されてゐる事、市場聚落

の領主に對する納貢の性質等の事實をあげてゐる。例へば羅馬都市には上記の *ecclesia forensis* 又は *ecclesia mercatorum* の語法なき理由を羅馬都市はマルクトアンデードルンクより發生した都市でないこと云ふ理由を以つて説明してゐる、羅馬都市には市場開設の人爲的技巧を見ない、リーチェルは羅馬都市に於ける商工業的貿易は羅馬勢力時代より不斷の連續と解釋してゐる、之れ彼が市場法に關する法規は一部を羅馬都市の法規より得たりとする點に於いて羅馬法說者に近いものがある<sup>(16)</sup>。彼の云ふ所によれば羅馬都市に於いては古い記録に *ius fori*, *Marktrecht* の名辭の存在を見ない、ケェルンの古文書には *ius civile*, *ius civium*, *ius urbane*, *ius urbis* の文句は到る處に發見するが *ius fori* なる語法を見出し得ないのである。『是等古い羅馬都市に於いては、シュタットレヒトは決してマルクトレヒトではない蓋し都市は一個のフォルム即ちマルクトアンジードルングから發生してゐなかつたからである』更に多くの殊に重要な市場聚落團體にあつては前後してフォルム(市場)なる言葉がチピタス(都市)なる言葉に變じて來てゐた、このチピタスなる言葉は元來城壁のある都市を指すもので、こゝにマルクトがチピタスと轉じたる内に市場

地域が城壁を以つて防禦せらるゝの事實(中世都市の一特色)が語られてゐる。更に如上の個別的又は名辭的吻合以外にもつと重要な特性に於いて市場聚落團體と都市團體との交渉を明らかにせねばならぬ、中世都市の特質は市場所在地、城廓、特別裁判制、市民の自由、ラートの組織等である。是等の中、市場については明白であり城廓については前述した所以上に云ふ必要はない、今こゝに最後の三點に互つて考察を加へる。

既に述べたるが如く市場は地主的支配者の土地に建設せらるゝが故に其の領主を戴くのである、團體の主腦以外に市場主を認めなければならぬ、しかも市場聚落の人々は決して此の領主に對して隷屬的關係に立つ者ではなかつた、市場敷地又は之に附隨する住宅敷地の賃借料を支拂ふの義務を負擔する以外に領主に對する私法的義務を認めない、市場團體は故に地主的支配者の地上に建つ自由團體である、之は後年の都市々民の自由な身分に正しく該當すべきものであらう<sup>(67)</sup>。市場特別裁判制度の發生は正しく都市特別裁判制度のそれに當る、裁判制度殊に地方的勢力者の掌中に在る裁判制度について詳説する事は避ける、市場開設者

は國王の開市許可と共にこの市場に對して *Immunität* を持つ、このイムニテートの特權に附隨して彼は又この土地に對する一部の裁判權も享得するのである、市場に對するこの裁判法が、領主の領域全部に對する制度と異つた形式をそなふるに至つた原因は市場聚落の性質によるものである、新しく設けられた市場團體は、其の特質として商工業を營む人々よりなる事、僅少の敷地賃借料の義務を負擔する以外には領主に對して何等私法的關係に於いて隷屬的關係に立たぬ事、慣習法シユクンデスレヒト身分法による自己獨特の法規を有する事等は、この團體に對する特別裁判制を必要とする原因であつた。こゝに市場聚落は市場裁判制度を通じて同一の法的性質のものではないが、領土の農村と別個な市場聚落團體並びに都市にのみ適用さるゝ特別な都市裁判管區制を作る路を設けたのである。

最後に都市聚落團體並びに後の中世都市は特別裁判法を形成するのみならず又一つの特別なゲマインデを形成する。元來この都市團體の職權の範圍は、農村團體と質種的差別、現はすものでない、其の權能は共に經濟的、治安的、又一部の司法的方面に及んでゐる、唯兩者は其の團體の法制的構成の方法に截然たる差別を

示すのである。後年都市組織の完成せる時代に農村團體と都市團體とのゲマインデフェルプアスングに於ける差別に注目すれば直に其の相違の歴然たるを認むるであらう。農村團體に於いては團體を代表、支配する公共的行政機關は一人の役人の形式をとる、即ち地方によつて名稱は異なるが *Bauernmeister*, *Hunne*, *Zender*, *Heimburge*, *Maier*, *Schultheiss*, *Grefe* いづれも同一の地位を占める、之に對して都市の機關は複數的な選舉による委員會ラートである。實にシュタットラートの組織は中世都市組織中の有力なる分子でなければならぬ。この關係を如何にチリイェルは解釋するか、彼に従へば市場聚落團體から發生したものゝ如くである、マルクトアンジードルングより成立した都市に於いてはラートの組織を見るが羅馬都市に於いては其以前に痕跡をすら見出す事は困難である。即羅馬都市に於いては紀元第十二世紀末以前にラートを見出し得ない、*Schöffenkollegium* の組織の整備した地に於いてはその發生は更に遅れてゐる、ケェルンに於いては第十三世紀中葉ボン、コブレンツに於いては同世紀末、トリエールにあつては一三〇三年初めてラートの發祥を見た、しかも羅馬都市に於いてラート發生の特色とも云ふ可きは其

の發祥が常に革新的現象で革命的性質を帯びてゐる事である。

之に反して市場聚落團體より發生した(或はしたと思はれる)都市にありてはラート組織は突然記録の中に現はれ其の制定に就いて語られる所がない、この發生に就いても支配的都市權力者との抗争はあるが其れは羅馬都市の場合に於けるが如く生存的闘争でなくて國家的權力と地方團體的權力との權能範圍についての抗争であつた、ラートが適法の地方團體的機關である事には疑がない、その存在權については毫も怪しまれてゐなかつたのである。此のラート組織が舊來の團體組織と闘争した形跡は毫もない、市場聚落團體の地にあつては、故に、ラート組織は傳襲的在在か又は(同質的制度の)永き漸次的發展の結果に外ならない、羅馬都市に見るが如き革新的革命的現象ではなかつた。

ラート組織の發生に關する研究は都市史研究中最も多大の興味をよせうる所である、しかるに中世初期のラート發生の重大期間については記録的に報せられる所が全く無いのである、茲に於いてか是等の問題に關しては合理的な推測に俟つの外はない。

リーチユルに従へば農村が獨頭的王政的組織を有する所以は村落の發生が家族僚友的結合を以つて互に團結した共同團體即ちジッペに基くが故に其の團體行政の組織は團體の長老又は指揮者を獨裁者にした王政的組織が成立するのである、又若し領主の莊園内に發生した村落については其の王政的組織の説明はなほ一層簡單である。然るに市場聚落の團體にありてはこの血族的關係は勿論又は僚友的團結すら其の最初に望む事は不可能である、蓋し初期の來住者は決して特定の狭い地域から移つた人々ではなかつた、こゝに來住者相互間の信賴知識の缺乏があり、外には適當なる單一の代表者行政者を見出し得なかつたが故に市場團體は最初は何等機關を組織するに到らずして、此の聚落團體總體が團體機關であつた、斯くの如き性質の團體は、都市團體を記述した獨逸最古の諸記録ハルベルシュタット、クエドリンプルクの *mercatores* プレーメンの *Cives Bremenses* に對する特許狀の中に現はれる、之には特殊の團體代表の官省はなく全市民 *Universitas civium* が同時に團體機關である。然かれ共も、かゝる状態が永きて互つて繼續せざるは當然である、團體的事務の増加につれて、個々の問題更に進んでは常在の行政的問題を團體民の代表的委員に委ねる事となつた。が其の初めに於いては、この委員會は事實上官廳的權力を有するものでなくて、單なる市民の全體的意思を遂行する機關に止まり、外部に對する團體代表の唯一の機關は依然市民全體であつた。しかしかゝる状態より漸次實質的官廳組織が發展して來たのは時の経過によるもので、第十二世紀初めの此の状態は同世紀の多くの都市法制の中に是等の發展が完成した事實を示し(ゾエスト、メエデバッハ、ハム、リップシュタット、ハーケナウ、フライブルグ、ハムブルク、リュールベックの諸市)更に同世紀末には伊太利語より入つたコンスーレス(*Consules*) が盛んに用ひられ、第十三世紀の中葉には遂にラートが正規の都市官廳として出現してゐた。

以上がリーチユルのラート發生論である、シュモラアはリーチユルが主としてヴェルフ家の都市特許についてラート組織を論じた點を非難し、羅馬都市にも是等と同じく發生して來てゐた市民の市政參與に關する過渡的現象を無視した事を遺憾としてゐる。

以上にしてリーチエルの市場法的都市發達論は大體要を盡したと考へられる。彼の研究上の業績は獨逸都市發生の諸傾向中市場開設に負ふ一傾向を類別した點にある、彼が果してこの傾向のみを全傾向中最も重要なものとしたか否かは疑問がある、羅馬都市の影響に就いては彼は決して其の重要性を看過してゐない、唯羅馬都市内に行はれる恐らくは斷片的法規と開設市場の市場法規との間に連絡の存在するを承認し乍ら其の説明又は舉證に於いて乏しいのは全く遺憾な點である、彼の後に市場法説を此の羅馬都市にも擴張して解釋せんとした者がある。

P. J. Meier: Über die Anfänge der Stadt Braunschweig,

K. Beyerle: Grundherrschaft und Hoheitsrechte des Bischofs von Konstanz in Arbon.

Keussen: Topographie der Stadt Cöln

J. Hausen: Stadterweiterung, Stadtbefestigung, Stadtfreiheit im Mittelalter.

殊にマイエルの主張は羅馬都市に於ける商工業的市場聚落の設置を力説するが  
Walter Gerlach: Kritische Bemerkungen zu neuen Untersuchungen über die Anfänge der Städte  
im Mittelalter. (Historische Vierteljahrschrift. XIX J. G. 3. Heft)

は其の妥當を否定してゐる。

要之、ジークフリイド・リーチエルの研究は都市法制史の研究に於いて其の方法正鵠を得てゐるものゝ如くである、彼はフォン・ベロオのヒントに於いて都市を一つのゲマインデとした目標の下に研究を進めた、都市法制の本體をゲマインデたる事と共に更にそのゲマインフェル・フラスングに求めた、中世都市が他の組織と異なる特性は既に記述したが、就中最も尤なるものは市會組織であらう、この委員會制行政組織を都市の特質として研究した所に、マルクトレヒトに規定される特殊の法制團體として市場、並びに市場聚落團體を見出した、従つて彼は其の發展傾向に於ける同起原を立證するに勉めた。故に彼に従へば都市法制はこのマルクトレヒトの特殊法制團體から、換言すれば市場團體の特殊法制から生れたのであつて都市が市場から發生したのではない、市場法と市場其ものゝ本質的傾向は彼の論する要點ではない、故に彼の學説にあつては都市と市場との有機的關係は説明せられないのである、茲に其名を市場法説と云ひマルクト市場なる冠辭を有する事から屢々彼の理論に都市と市場との經濟的關係が論證されないのを難じ又

は純經濟的立場から都市と市場の發生的關係を逆に解釋する(ゾムバルト)要するにリーチエールは經濟的現象なる市場の二字を其の學說の冠辭とするが故にこの不幸をみるのである。

經濟學的立場より云へばゾムバルトの地代説に都市發生の要因を見出すであらう、市場は流通交易經濟組織の果にして因である、交通交易の發達は市場の發生に對して相互的影響關係にある、市場は流通經濟組織の交通脈の結節である、この結節はゾムバルトの云へるが如く領主其他の政治的經濟的勢力の中心地、當時の一大消費能力の所在地であるを考へられる、この結節に向つて諸方からの交通脈は集合し又は分散する、故に市場は都市發生の原動力ではないかも知れないが、都市又は都市的なるものを純然たる都市たらしむるに重大なる要素であると斷ずる事を得よう。(昭和二年十月二十日稿)

(1) Rietschel: Markt und Stadt S. 58.

Das Recht der Stadt Magdeburg ist ein Marktrecht, weil die Stadt selbst eine Marktausiedlung, ein Markt ist.

(2) Rietschel: Markt und Stadt. §§. 3, 4, 5.

(3) Schmoller: Deutsches Städtewesen. S. 38. Stadt, Markt, Handel, Handwerk auf rein germanischer Tradition, auf

Dorf und Bauernmeister statt auf Kirche, Fürsten, Aristokratie, auf die Wirkung romanischer Einflüsse zurückführen, heisst immer zuletzt das Pferd am Schwanz statt am Kopf aufzäumen. Das hat Below nicht bemerkt, aber Rietschel.

(4) Rietschel: Markt und Stadt S. 177.

(5) Rietschel: Ibid. SS. 149, 150 Civitasなる言葉の變遷に(ついでに) Rietschel: Civitas auf dem deutschen Boden. 參照、中世都市廓建造の問題は斯くの如き點に於いて都市法制學的研究の

ナリ、

(6) Rietschel: S. 39.

(7) Rietschel: Markt und Stadt: §. 7. Marktgericht und Marktgemeinde.

(8) Schmoller: Deutsches Städtewesen. S. Rietschel.